令和８年度
港区文化芸術活動サポート事業
募集要項

区内で行われる文化芸術活動及びその活動を行う団体を育成するため、事業の実施に係る経費の一部を助成するとともに、専門家（調査員）によるアドバイスにより、活動及び団体を支援します。

＜申請期間＞
令和８年２月１日(日)～２月２８日（土）【消印有効】

※申請書類は、郵送でご提出ください。（持参・メール不可）

■ 対 象 者：区内に事務所等の活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体で、
事業の企画・運営手法等において育成が必要と認められる団体。
助成金５０万円以下区分は、事業の企画・運営手法等において、
特に育成の必要性が高く、今後の将来性が期待される団体への助成を優先します。

■対象事業(活動)：**令和８年７月１日（水）～令和９年２月２８日（日）**の期間内に、
区内で行われる文化芸術活動。詳細はＰ２参照

■助成金額：助成対象経費の５分の４以内で、助成対象経費から総収入を引いた金額の範囲内
かつ財団の予算の範囲内

助成金額	採択数（予定）	助成の決定方法
５０万円超 ２００万円以下※	３件	募集要項の要件を満たしている事業のうち、 書類審査により、上位の事業から決定します。
５０万円以下	８件	

※助成対象経費に上限額があります。（詳しくは、４ページをご覧ください。）

■郵送・問合せ先：〒107-0052　港区赤坂 4-18-13　赤坂コミュニティーぷらざ ２階
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（Kiss ポート財団）
文化芸術課「港区文化芸術活動サポート事業」担当
電話 03（5770）6837（平日 9:00～17:00）
メール　bungei@kissport.or.jp 《ご相談はメールにて受付いたします。》

港区文化芸術活動サポート事業 申請団体募集説明会
日時：令和８年２月３日（火）　14：00～15：00
場所：赤坂区民センター　４階第一会議室
港区赤坂 4-18-13（赤坂コミュニティーぷらざ内）
定員：50 人（先着順・要申込）１団体につき２名まで
持ち物：本募集要項
※説明会への参加は、助成の採否に関係ありません。
▸お申込みはこちら
2/2（月）締切

令和７年度
港区文化芸術活動サポート事業報告会
＊どなたでもご参加いただけます。
日時：２月８日(日)　14:00～17:00
場所：芝浦港南区民センター ホール
定員：100 名
（先着順・要申込）
▸お申込みはこちら
2/5（木）締切

目　次

1　はじめに…… 1

2　助成対象者…… 1

3　対象となる事業(活動)…… 2

4　助成条件…… 3

5　助成金の額及び助成回数…… 4

6　助成対象経費…… 6

7　助成の決定…… 7

8　専門家（調査員）による支援…… 8

9　助成金の支払い…… 9

10 事業内容の変更又は中止について……10

11 助成決定の取消し……11

12 提出書類及び提出方法……12

13 申請から助成金交付までの流れ……13

14 提出先及び問合せ先……13

1 はじめに

「港区文化芸術活動サポート事業」とは、区内で行われる多彩な文化芸術活動及びそれらの活動を行う団体を育成するため、**経費の一部を助成**するとともに、**専門家（調査員）**のアドバイスにより支援するものです。平成１９年度より港区で実施され、令和３年度にＫｉｓｓポート財団に事務局が移管されました。

「港区文化芸術活動サポート事業」を通じて、団体の自立や継続的な活動を促すとともに、区内で多様な文化芸術活動が活発に行われ、そこから生まれる新たな文化や価値が発信されるなど、港区の文化芸術振興を推進していきます。

助成を希望する団体は、**本募集要項をよく確認の上、**申請してください。

なお、本募集は、港区からの補助金を原資とし、令和８年度の予算成立を前提として実施するため、予算の成立状況によって、募集内容等が変更になる場合があります。

2　助成対象者

助成の対象となるものは、**区内に事務所等の活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体で、事業の企画・運営手法等において育成が必要と認められる団体**です。

助成金５０万円以下区分は、事業の企画・運営手法等において、特に、育成の必要性が高く、今後の将来性が期待される団体への助成を優先します。

ただし、次のいずれかに該当するものは、**助成の対象となりません。**

（1）宗教活動又は政治活動を主な目的とするもの
（2）暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの
（3）定款、規約等を有しないもの
（4）国、地方公共団体、独立行政法人、外国政府が基本金その他これに準じるものを出資している団体又はそれらの外郭団体

- 個人は助成の対象となりません。
- 法人格を有さない任意団体も申請できます。
- 団体の代表者（事業の申請者）は成人（申請する年の３月３１日時点で１８歳以上）である必要があります。
- 同一年度内に申請できるのは、１団体につき、１事業までです。
- 実行委員会の形式で申請する場合は、実行委員会を構成する団体が、別途同一年度内に単独の団体として、本事業に申請することはできません。
- 申請者名が異なる場合であっても、規約や実績、事業内容を鑑み、同一団体とみなす場合や、実施日や実施会場を鑑み、同一事業とみなす場合があります。

３　対象となる事業（活動）

助成の対象となる事業（活動）は、音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能、地域文化振興（地域特性を生かした文化芸術）、国際文化交流等、文化芸術の創造に資する活動のうち、次の（１）～（４）の要件を全て満たし、Ａ～Ｅのいずれか（複数選択可）に当てはまる事業（活動）。

（1）港区内で実施されること。（オンライン併用可。オンラインのみ不可。）

（2）令和８年７月１日（水）～令和９年２月２８日（日）の期間内に、対象となる事業（活動）（創作、練習、リハーサル、ワークショップ、公演、等）が実施され、港区在住、在勤、在学及び滞在者（以下「区民」という。）が気軽に参加できること。

（3）申請団体が自ら主体性を持って主催（企画、実施、経理）し、計画的に区民に広く周知され
る事業（活動）であること。

（4）助成金の有無に関わらず、継続的(持続的)な実施を見込んだ取組であること。

A） 区民や団体同士の交流、関わり合いが生まれ、コミュニティやネットワーク形成につながる事業（活動）。
B） 地域資源を活用・継承し、港区ならではの特色を活かした事業（活動）。
C） 文化の新たな価値の創造や地域の魅力向上・発信を目指す事業（活動）。
D） 障害者福祉、高齢者福祉、国際交流、教育、まちづくりなど他分野と文化芸術が連携し、新たな発想で地域の課題解決につなげる事業（活動）。
E） Ａ)～Ｄ)の持続的な活動を支える担い手等の育成･継承に関する事業(活動)。

【対象とならない事業（活動)】
- 港区及び港区が出資する法人等の制度による補助又は助成等を受ける事業
- 港区及び財団が関与する事業（共催事業、協働事業等。後援事業は除く。）
- 営利、物品販売（出版物を含む）及びチャリティーを目的としている事業（活動)。
- イベント会社に委託する事業（活動)。
- 他のイベント（区民まつりや町会・商店会のお祭りなど）に付帯する事業（活動)。
- 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業（活動)。

【例】
- フリーマーケット、物品の販売(出版物含む)、模擬店、バザー、事業協力者へのブース貸し等を同時に実施している事業（活動)。(事業の主催者以外のものによる、営利、非営利を問わない活動を全て含む)。
- サークルや同好会等が行う習い事や稽古事の講習会、発表会等。

４　助成条件

助成決定を受けた団体は、次のことを守って事業を実施していただきます。

(1) 助成決定団体向け説明会（６月５日（金）午前）への出席

助成決定団体向けの説明会を開催しますので、出席をお願いします。

(2) 港区文化芸術ネットワーク会議及び事業報告会（各１回程度）への出席・協力

区内で活動する文化芸術団体等が集まる場である港区文化芸術ネットワーク会議及び採択団体の事業報告会への出席をお願いします。ネットワーク会議では、パネルディスカッションのパネリストや講演者として御協力いただく場合があります。また、事業報告会では事業を報告していただきます。

(3) 事業実施会場の確保

会場の使用条件など会場提供者と十分確認の上、事業の申請者が事業の主催者として責任を持って、会場（区の施設を含む）の確保を行ってください。

財団が会場を紹介・あっせんすることや、事業の主催者に代わって区の施設を確保することは一切できません。

(4) 区民への広報及び区民無料（又は優先）枠の設定

事業を広く区民に周知するため、チラシやインターネット、ＳＮＳ等での広報を積極的に行ってください。また、区民無料（又は優先）枠の設定や公募により鑑賞、参加等の機会を広く区民に提供してください。リピーターや団体の会員のみを対象としたもの、団体のホームページのみ、口コミのみの宣伝は不可です。なお、弊財団が発行する情報誌「キスポート」への掲載はできません。

また、区民への十分な事前周知期間（１か月程度）が見込めない場合は、広報に要した経費又はその事業については助成の対象とならない場合があります。

(5) 広報物等への表示

全ての広報物等（チラシ、ポスター、ホームページ、チケット、イベント当日のプログラム等）には、次の①～②を必ず明記してください。表示のない広報に要した経費については、助成対象経費となりません。また、広報を開始する前に、必ずメールにて財団の担当者による確認を受けてください。財団の確認なく印刷・公開したもの又はその事業については、助成対象経費とならない場合があります。

① 助成：(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団〔Kiss ポート財団〕+Kiss ポート財団ロゴ
※ロゴは助成名付近に配置してください。
②「主催者名／事業の申込先／問い合わせ先（電話（必須）とメール等複数)」

(6) アンケートの実施及び報告

助成を決定した事業について、参加者等にアンケートを実施し、その結果を集計の上、報告してください。

(7) 区民の来場者数の把握

区民への還元度の目安とするため、区民（在住・在学・在勤ごと）の来場者数、参

加・体験者数を可能な限り把握し、報告書に記載してください。

5　助成金の額及び助成回数

(1) 助成金の額

次の助成金額のうち、１つを選択してください。

財団の予算の範囲内かつ財団が助成決定した額の範囲内で、「助成対象経費の５分の４に相当する額」、「助成金額」、「助成対象経費から総収入を差し引いた金額」のうち、いずれか少ない額を上限に助成します。

助成金額	助成事業数（予定）
５０万円超２００万円以下※	３件
５０万円以下	８件

・　申請後の助成金額の変更はできません。
・　助成金５０万円以下は、事業の企画・運営手法等において、特に、育成の必要性が高く、今後の将来性が期待される団体への助成を優先します。

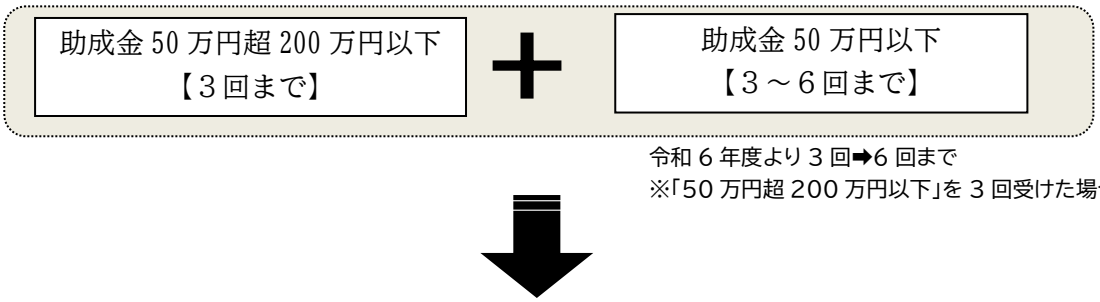
※助成対象経費について（助成金５０万円超２００万円以下のみ）
・共生社会費以外の助成対象経費に基づく助成金上限額は１７０万円です。
・共生社会費を含む助成対象経費に基づく助成金上限額は、２００万円を限度に、共生社会費の金額に応じて異なります。詳しくは下表をご覧ください。
・共生社会費に含まれる経費詳細については、本募集要項６ページ「６　助成対象経費」をご覧ください。

【参考】助成金額の算出例（助成金５０万円超２００万円以下で申請する場合）

例	共生社会費		共生社会費以外の助成対象経費		助成金額合計（A+B）（上限 200 万円）
	助成対象経費	助成金額（助成率５分の４）（A）	助成対象経費	助成金額（助成率５分の４）（B）	
例１	0 円	0 円	300 万円	170 万円	170 万円
例２	20 万円	16 万円	300 万円	170 万円	186 万円
例３	50 万円	40 万円	300 万円	170 万円	200 万円
例４	100 万円	80 万円	150 万円	120 万円	200 万円

（2）助成回数

助成回数は、同一の団体ごとに、合計６回を限度とします。（５０万円超２００万円以下は３回まで）ただし、翌年度以降の継続助成を約束するものではありません。



最大６回まで助成を受けることができます。

・平成３０年度までに助成金上限額１００万円・２００万円の助成を受けた場合は「５０万円超２００万円以下」、平成３０年度までに助成金上限額３０万円の助成を受けた場合は「５０万円以下」にカウントします。

・申請者名が異なる場合であっても、所在地や定款、役員名簿等から同一団体であると財団が判断する場合は、同一団体としてカウントします。

・平成１９年度から令和２年度まで港区が実施していた「港区文化芸術活動サポート事業」の助成回数を含みます。（令和３年度よりＫｉｓｓポート財団に事務局移管）

６ 助成対象経費

原則として令和８年４月１日（水）から令和９年３月１３日（土）までに支払いが発生した次の経費が、助成対象経費です。

区分	項　　目	内　　訳
助成対象経費	作品借料	作品借料（保険料を含む）
	制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料等）
	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、副指揮料、調律料、楽器借料、 楽譜借料、楽譜製作料、写譜料等
	文芸費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台助手料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費（注）等 （注）企画制作費は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成事業における企画・制作等に直接関わる人件費が対象となります。
	会場費	会場使用料、付帯設備借上費等
	舞台費	大・小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、舞台スタッフ費、 舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金、催事保険料等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断できないものは除く
	謝金・旅費	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・監視員謝金、託児謝金、 出演者交通費、出演者宿泊費、その他
	通信費	案内状送付料等
	宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立て看板費、 ＷＥＢサイト費（運営費は含まない）
	印刷費	プログラム・パンフレット印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、 台本印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費等
	配信・記録費	録画費、録音費、写真費 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る
	練習費	指導者謝礼（ただし、開催に向けた練習における指導料で、３回分まで）、稽古場借料（ゲネプロを含む。ただし、３回分まで） ※公募を経て区民等が参加・体験する事業については、指導者謝礼、稽古場借料ともに３回を超えて認めることができる。
	共生社会費	託児謝金、通訳謝金、介助者謝金、点字資料及び点字広報作成費、外国語資料及び外国語広報作成費、字幕作成費、特殊な事情を抱える人の介助を必要とする場合の経費等

※共生社会費について、判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

【助成対象とならない経費の例】
入場券販売手数料、交通費のうちファーストクラス料金・グリーン料金、主催者やその構成員等が所有または管理する会場の使用料、備品・事務用品購入費、行政機関・金融機関に支払う手数料、打ち合わせ費、接待費、交際費、レセプション費、手土産代、飲食費、記念品代、その他財団が助成対象として適当でないと認める経費

【申請事業収支予算書に記載できない経費の例】
当該事業の実施とは関係のない経費、事務所維持費、人件費（事務職員の給与や事務所維持費等の管理経費等）など経常的に係る経費

- 当該事業実施のために、予約金として前年度中に支払った会場使用料は、助成対象経費となります。
- 本助成による事業以外の宣伝広告が掲載されているものは、助成対象経費とはなりません（団体の紹介や協賛者のクレジットは可）。

7 助成の決定

(1) 助成の決定方法

本募集要項に記載する申請の要件について、事務局にて要件適合の有無を確認後、学識経験者・有識者等を含む港区文化芸術活動サポート事業審査委員会で審査し、審査結果により、採択団体を決定します。書類の不備等、申請要件に合致しない場合は審査をいたしません。

審査によっては、助成決定額が助成申請額よりも減額になる場合があります。

(2) 審査の項目及び審査の視点

港区文化芸術活動サポート事業審査委員会では、次の審査の項目及び審査の視点に基づき、審査を行います。

審査の項目	審査の視点
事業の企画・運営手法等における育成の必要性、将来性（※）	
団体の資質	活動ビジョン、実績
事業の実現性	事業目標・課題の設定、組織体制、企画の具体性
事業の効果性	制度趣旨、地域特性、継続性・発展性、先駆性・独創性
区民への貢献度・区民への意識啓発	
共生社会の実現への貢献度	
経費の妥当性	

※ 助成金５０万円以下区分は、事業の企画・運営手法等において、特に、育成の必要性が高く、今後の将来性が期待される団体への助成を優先します。

(3) 助成の決定

申請のあった団体あてに６月上旬頃までに、助成決定（不承認決定）通知書を送付します。

助成決定した団体の名称・事業名・事業の概要・助成金交付決定額は、財団ホーム

ページ等で公表します。

8 専門家（調査員）による支援

助成決定を受けた団体に対し、専門家（調査員）がヒアリング及びアドバイスを行うことにより、団体の事業運営を支援します。
また、実施事業に対する事業評価を行います。

(1) 事前ヒアリング・アドバイスの実施（事業実施前）

助成決定後、各団体に対し、審査委員会での指摘事項等も踏まえ、専門家（調査員）によるヒアリング及びアドバイスを行います。事業の内容や目的、目標、課題などをヒアリングにより確認・検証し、これに基づき、事業の効果的な実施に向けたアドバイスを行います。

(2) 事業視察（事業実施中）

助成決定事業について、専門家（調査員）が事業会場等を訪問し、事前ヒアリングの内容についての確認と、事後ヒアリングに向けた視察を行います。
→専門家（調査員）が事業を視察し、実施状況等を確認します。

(3) 事後ヒアリング・アドバイスの実施（事業実施後）

事業実施後に、専門家（調査員）によるヒアリング及びアドバイスを行います。事業の実施結果を検証し、新たな課題の洗い出し、改善策などについてアドバイスをすることにより、団体のスキルアップや活動の継続につなげます。

(4) 事業総括の実施

（1）～（3）を踏まえ、事業について総括し、助成団体へ伝えます。

(5) 事業評価の実施

（1）～（4）を踏まえ、事業について事業評価を実施し、翌年度以降に申請があった場合の審査の参考資料とします。

９ 助成金の支払い

(1) 事業着手金のお支払いについて（助成金５０万円超２００万円以下のみ）

着手金の請求を希望する団体は、事業着手届(第５号様式)及び事業着手を確認できる資料（会場の予約票、出演者との契約書など)、請求書(第４号様式)を提出してください。請求額は、助成決定通知書（第２号様式）により通知した額の２分の１以内の額です。（着手金の請求をしない場合は、着手届の提出は必要ありません。）

(2) 事業実施後

事業実施後、３０日以内又は令和９年３月１９日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書（第８号様式）を提出してください。

実績報告書（第８号様式）には、支払いの内容を証明する書類（※1）及び事業内容が分かる資料（写真、ポスター、チラシ、パンフレット、アンケート結果等）を添付してください。

実績報告により助成金額が確定したら、請求書（第４号様式）を提出してください。

（※1）支払いの内容を証明する書類について

助成対象経費として申請する経費については、全て領収書の写しが必要です。

不備のあるもの、加筆のあるもの、欠損、汚れなどで支払いの確認ができないものは助成対象経費となりません。

領収書は、次の全てが記載されたものです。

確認事項	詳細内容
領収日	原則として、令和８年４月１日（水）から令和９年３月１２日（金）のもの
宛名	申請団体名＋代表者名又は申請団体名が記載されたもののみが対象 宛名のないもの、「上様」は不可です。正式な団体名を記載してください。
金額	日本円以外の場合は、日本円に換算した金額とレートのわかる書類を添えてください。
品名	事業の開催に要した経費であることがわかるよう、明確に記載してください。「お品代」及び具体的な品名の記載のないものは不可です。
発行元 発行者の住所 記名・領収印	領収印のないものは不可です。 収入印紙が必要な場合は領収書に必ず貼付してください。

領収書の写しの提出が困難な場合は、次のいずれかで支払いの確認を行います。

①　請求書と振込明細　　②注文確認メールと振込明細

・実績額が助成金交付決定額を上回っていても、確定額は助成決定通知書（第２号様式）により通知した額を上限とします。
・助成金５０万円超２００万円以下については、交付済金額との差額を交付します。
（実績額が交付済金額に満たなかった場合は、その差額を返還していただきます。）

１０ 事業内容の変更又は中止について

事業内容及び予算額に大きな変更の生じることがないよう、事前に十分内容を検討の上、申請してください。

万が一、助成決定後に、助成事業の内容に変更又は中止がある場合は、変更又は中止を決定した時点で速やかに財団に連絡の上、**変更・中止承認申請書（第７号様式）**を提出し、財団の承認を得てください。

変更により、助成決定時の事業内容と大きく異なる事業を実施する場合、承認できない場合があります。また、当初予定していた会場と機能・規模等が大幅に異なる会場への変更など、事業実施に当たり十分な効果が見込めない変更についても、助成金の交付額を減額する場合があります。

財団の承認のないまま、事業内容を変更して実施した場合、助成決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- チラシ等での広報開始後の日程・場所の変更は、原則、できません。
- 助成決定通知書（第２号様式）により通知した額が申請額より少なく、収支計画の見直し（又は中止の判断）が必要となる場合は、変更・中止承認申請書（第６号様式）を提出し、財団の承認を得てください。
- 中止した場合でも、助成回数は１回としてカウントします。
- 屋外での事業実施等、天候に左右される事業の場合、延期日を設定するか、雨天時でも実施できる屋内会場等で予め準備するなど、中止をなるべく避けるようご注意ください。

１１　助成決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

①偽りその他不正な手段により、助成を受けたとき。
②助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
③助成決定の内容又はこれに付した助成の条件に違反したとき。
④助成事業の内容の変更について財団の承認を得られないとき。
⑤港区暴力団排除条例（平成２７年港区条例第１号）第１２条第２項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるとき。
⑥その他助成対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 助成決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、助成金を返還していただきます。

・ 雨天等の理由により、事業を実施しなかった場合も、取消しの対象となります。
・ 事務所等の活動拠点を区外に移転した場合も、取消しの対象となります。

１２ 提出書類及び提出方法

（1）提出書類（申請書類は、財団ホームページからダウンロードしてください。）

提出書類	部数・注意事項
(1) 助成申請書（第１号様式） (2) 申請者概要（様式１－１） (3) 事業実施計画書（様式１－２） (4) 申請事業収支予算書（様式１－３）	【提出部数】１部 ※Ａ４・片面・白の用紙に黒文字で提出 ※書類はホチキス止めしないでください。
(5) 団体の定款又は規約、役員名簿 (6) 団体の文化芸術活動の実績及び申請事業に関係する資料 （例） ・最近の文化芸術活動の実績がわかる資料（チラシ、プログラム、写真、映像等） ・申請事業に関係する資料（出演者の経歴、作品の説明等）	【提出部数】８部 ・ ディスク以外の左記資料は合わせてＡ４・１０枚程度以内に簡潔にまとめてください。（両面印刷推奨） ・ 写真、ＣＤ、ＤＶＤの音源、映像資料を提出する場合も、それぞれ８部必要です。 ※ＣＤ及びＤＶＤはどちらか１種類とし、録音・録画時間が１０分以内のものを提出してください。（記録媒体に申請団体名及び録音・録画年月日を明記してください。） ※ＹｏｕＴｕｂｅ等のデータ提出も可能です。その場合、リンク先及びＱＲコードを資料に記載ください。
(7)申請書類確認票	【提出部数】１部 ※各項目にチェック及び記入をして提出してください。

※上記以外のものが提出された場合、審査資料として使用いたしません。(6)の資料については、部数･注意事項をよくご確認ください。

（2）申請書類の提出方法

申請書類は、令和8年2月 28 日(土)【消印有効】までに、郵送で提出してください。

・持参やメール、その他の提出方法では、申請受理できません。
・誤配、遅配等により申請期間内に提出書類が到達しなかった場合も、申請受理できません。

１３ 申請から助成金交付までの流れ

２月１日（日）～２月２８日（土）　申請期間

＜助成金５０万円超２００万円以下＞	＜助成金５０万円以下＞
４月中旬～５月下旬 審査委員会による審査	
６月上旬※原則 助成（不承認）決定通知	
６月５日（金）午前　第一会議室 助成決定団体向け説明会	
６月中※原則 専門家（調査員）による事前ヒアリング及びアドバイス	
７月１日（水）～翌２月２８日（日） 事業実施（調査員による事業視察） ※港区文化芸術ネットワーク会議及び事業報告会への参加 ※「事業着手届（第５号様式）」を提出	７月１日（水）～翌２月２８日（日） 事業実施（調査員による事業視察） ※港区文化芸術ネットワーク会議及び事業報告会への参加
事業実施後３０日以内又は令和９年３月１９日（金）のいずれか早い日 実績報告書（第８号様式）類の提出	
助成金の交付 事業着手確認後と事業実績報告後の２回払い	助成金の交付 ※事業実績報告後、１回払い

１４ 提出先及び問合せ先

〒107-0052　港区赤坂４－18－13　赤坂コミュニティーぷらざ ２階
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（Kiss ポート財団）
文化芸術課「港区文化芸術活動サポート事業」担当
電話 03（5770）6837（平日 9:00～17:00）
メール　bungei@kissport.or.jp　※メールでの提出はできません。

●取得した個人情報は、この事業の運営のために利用します(DM の送付を含みます。)。また、記録のための写真撮影、録音、録画の実施及び本人の同意のうえでの情報誌への掲載（ただし、本人の同意がない場合でも写真を掲載する場合は、個人を特定できない状態のものを掲載する場合があります。）を行うことがあります。●取得した個人情報は前述の利用目的の範囲内で共催者等に提供することがあります。●取得した個人情報を委託先に外部提供するときは、委託先に対し適切な管理・監督を行います。●個人情報のご提供は任意です。ただし、必要な個人情報のご提供がない場合は、この事業に参加できない場合があります。●個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求めることができます。●事業へ応募した時点で前述の内容に同意したものとみなします。

個人情報の取扱いに関するお客様相談窓口
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 企画経営課 TEL：03-5770-6831　電子メール：fureai-info@kissport.or.jp
個人情報保護管理者　当財団 企画総務部長